

議会受付番号	鎌議第 1163 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長 (健康福祉部高齢者 いきいき課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

外国籍等高齢者福祉給付金の今後について

2 質問の要旨

1. 外国籍等高齢者福祉給付金の外国籍「等」の「等」とは何か。
2. 外国籍等の受給する方々の国別の人数は何か。
3. 本事業の目的は何か。どのような効果が鎌倉市にとってあるのか。
4. 年齢は何歳以上でどのような条件において給付されるのか。
5. 月額 20000 円を年 2 回給付したということは、年間計いくらか。
つまり年間で 40000 円ということか。
6. 在留資格による制限は存在するのか。
7. いつ設けられた制度であるのか。今後、永続して行う事業なのか。

3 答弁

1. 公的年金の受給要件を制度上満たすことのできない日本人です。具体的には、明治 44 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者のうち、昭和 36 年 4 月 2 日以降に、国外から日本国内に住民基本台帳法第 22 条第 1 項の規定に基づく届出をした者です。
2. 平成 27 年度の対象者数は 2 名で、いずれも韓国籍です。
3. 福祉給付金を支給することにより、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者の福祉の向上を図ることを目的としています。
4. 昭和 61 年 3 月 31 日以前から日本に居住し、本市に住民登録している者のうち、以下に該当する人です。
 - (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた在日外国人
 - (2) 明治 44 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者のうち、昭和 36 年 4 月 2 日以降に、国外から日本国内に住民基本台帳法第 22 条第 1 項の規定

に基づく届出をした者

5. 1人あたりの支給月額が20,000円で、年額240,000円となります。これを9月と3月の2回に分けて支給しています。平成26年度は該当者が2名で、合計480,000円を支出しました。
6. 支給要件は、4の回答のとおりです。
7. 本市では平成9年4月1日から要綱により実施しています。また、神奈川県においても補助事業の対象となっていることから、支出額の1/2の補助金を受けています。今後の事業についてですが、現在支給している2名の受給要件が喪失した時点で、事業の継続について検討します。